

## パブリックコメントの実施結果について

「佐世保市感染症予防計画（案）」に関するご意見の内容と市の考え（回答）について

◆実施期間：令和5年12月20日（水）～令和6年1月19日（金）

◆受付人数（ご意見の数）：2名（2件）

No	該当箇所	ご意見内容	市の考え（回答）
1	第1-12 予防接種(P4)	感染症対策で新型ワクチン注射されましたけど治験結果が出ていません。接種の是非を判断するのに必要です。速やかに治験を行って結果を公開して下さい。	<p>新型コロナワクチンにつきましては、臨床試験（治験）で有効性と安全性に関して厳格な評価が行われた後に薬事承認されています。その上で、ワクチンの効果の持続性等を確認するため、治験の一部が継続されております。治験の結果につきましては、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、次のリンクをご参照ください。<a href="https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0082.html">https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0082.html</a></p> <p>ワクチンの薬事承認については国が適切に行っていくものであり、市といたしましては、国の方針に基き、本計画の「第1-12 予防接種(P4)」に記載のとおり、ワクチンに関する正しい知識の普及を進め、市民の皆様のご理解を得ながら予防接種の推進を図ってまいりたいと考えております。</p>
2	①第1-4 情報発信と個人情報の保護(P1) ②第1-7 市民の果たすべき役割(P3) ③第1-3 人権の尊重(P1)	<p>佐世保市感染症予防計画への意見です。</p> <p>地方自治体として、今後起こりうる感染症に対し、対策を講じておくことは大切だと思います。しかし、その前に今回の新型コロナ感染症について、総括しておく必要があるのではないのでしょうか。当初、未知のウィルスであった頃は仕方ないにしても、オミクロン以降ウィルスが弱毒化してほとんど風邪と変わらないような事態になってもまだ、過剰な対応をし、たとえば、学校でのマスク装着を義務づけたことにより、顔の表情が読み取れない、コミュニケーションが苦手な子供が増え、友達の顔もわからないまま、中学や高校を卒業したり、若年者へのワクチンを推奨したり、疑問に思うことが大変多いです。飲食店への営業時間制限によって、営業が立ちいかなくなりなくなった店もあります。PCRという検査方法はウィルスの種類を同定するのに向いていないとPCR方法を確立されたご本人が言っておられたと思いますし、PCRに代わる方法を開発するという話があったのに、立ち消えてしまったのでしょうか。佐世保駅のところでも、無料のPCR検査ブースを設けておられましたが、暑い時も完全防護の滅菌ガウンを着ておられ、するほうも大変だったでしょう。</p> <p>予防計画に関してですが、4.7.に関して、今回のコロナの際、クラスターが発生したと思われる事業所、店名が市民に知られることにより、バッシングがものすごかったと思います。そのために引越した人や、記憶が間違っているかもしれませんが、自殺者も出たように思います。感染者、逆にワクチンを打っていない人への偏見や差別が起こることのないようにぜひ留意して頂きたいと思います。</p> <p>今回の感染症に対して、初めて採用されたmRNAワクチンといわれるものがどれだけの効果があり、逆にどれくらいの副作用（死者、重症者も含めて）があるのか、政府は積極的に調べようとしていないと思われます。効果について、有効であるとするデータには、接種回数について不適切な処理がなされているのを指摘され、その後公表しなくなりました。世界では3~4回の接種で止めている国が多い中、未だに日本だけが、まだ追加でワクチン接種を続けているという現実があります。どうしても打ちたい人は自費でお支払いされたら良いのではないかと思います。ただであることが、本当に必要はワクチンかどうかを考える能力を麻痺させている気がします。さらに、国はWHOのパンデミック条約、IHRの改正を進めようとしており、そうなった場合に、ワクチンを打ちたくない人でも、ワンヘルスという名のもとに義務化されてしまう危険があります。これについては、国が決めることでありますが、自治体として意見が求められることがあれば、3の人権の尊重、という概念からぜひ反対して頂きたいと思っております。</p> <p>長々とすみませんが、よろしく願いいたします。</p>	<p>1つ目の予防計画策定前に新型コロナウイルス感染症の総括をしておくべきというご意見をいただきましたとおり、新型コロナウイルス感染症についての総括は大変重要なものであることから、本計画につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて、新たな感染症等に備えるため、平時から取り組むべき事項を計画として策定しております。</p> <p>2つ目の偏見や差別が生じないよう配慮した情報発信につきましては、本計画の「第9 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項」(P23)に記載のとおり、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うとともに差別的な取り扱いを受けることのないよう配慮しながら、適切な情報の公表に努めてまいります。</p> <p>なお、クラスター発生時は、不特定多数の利用者がいるなど広く注意喚起が必要な場合には感染拡大防止の観点から必要と思われる情報を事業所等に確認を行ったうえで発信せざるをえないこともありますが、公表された情報に関係する方や事業所等への差別につながることはないよう取り組んでまいります。</p> <p>3つ目のワクチン接種に関するご意見につきましては、国が責任をもってワクチン接種による発症予防効果などのメリットが副反応などのデメリットよりも大きいことを確認して接種機会を提供しています。ワクチン接種は感染拡大を防止するための必要な手段ではありますが、あくまでもご本人の意思に基づき受けていただくものです。接種を強制したり、接種をしていない人に対する差別的な扱いをすることのないよう「第1-12 予防接種(P4)」に記載のとおりワクチンに関する正しい知識の普及啓発を行ってまいります。なお、ワクチン接種に対する国の考えにつきましては、次のリンクをご参照ください。<a href="https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html">https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0053.html</a></p>